



発行 東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………一
……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………三
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………
- 放置違反金の収納委託……………六
……………(警視庁)……………
- 規 則 (公)
- 放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………一〇
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………一〇

告示

● 東京都告示第千四百五十四号
東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九

十六号) 第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)南町田計画について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十七年九月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野本 弘文
渋谷区南平台町五番六号

二 対象事業の名称及び種類
(仮称)南町田計画
自動車駐車場の変更

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、町田市鶴間三丁目に位置する「グランベリーモール」(商業施設)のリニューアルに伴う自動車駐車場の増設を行うものである。
四 周知地域の範囲
町田市 鶴間一丁目、鶴間二丁目、鶴間三丁目及び鶴間

間の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年九月二十八日から同年十月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 町田市環境資源部環境保全課

町田市森野二丁目二番二十二号 町田市庁舎七階

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年十月十九日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第千四百五十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十八日

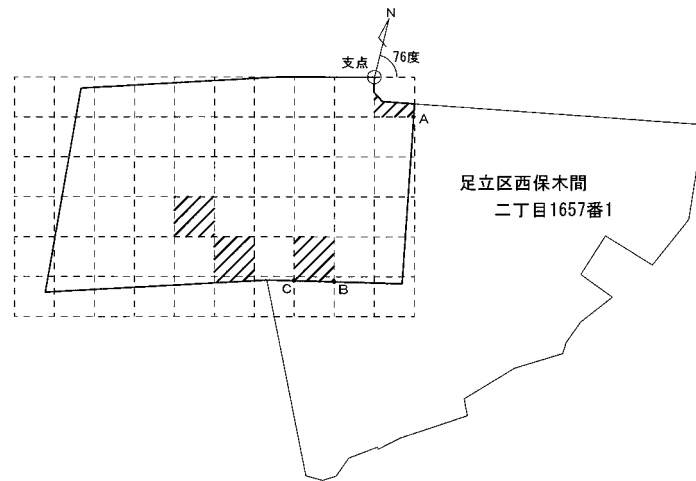
東京都知事 舛添 要一

一 要措置区域 別図のとおり(足立区西保木間二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスナー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【支点】

支点は、足立区西保木間二丁目1657番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (76度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

- : 調査対象地
- - - - : 単位区画
- : 筆境界
- //// : 要措置区域

【境界点座標】

- A (X:-22,193.212 Y:-3,138.079)
- B (X:-22,237.727 Y:-3,147.584)
- C (X:-22,239.952 Y:-3,157.334)

※境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あきる野市留原字持林五四五番一、五七七番一、五八四番

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定め
ない。

あきる野市留原字持林五四五番一（次の図に示す
部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野
市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町留浦字燧岩一〇一三番、一〇一五番

イ及びロ、日原字栗原一二八番二、字小菅四三六番、四

四一番、四四八番（次の図に示す部分に限る。）

ひむら四七番一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西多摩郡奥多摩町境字ひむら四七番一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、
定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町
役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡檜原村字本宿五六九一番イからハまで、同番

へ

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産
業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供
する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市上恩方町三三七六番から三三七八番まで、三

七三七番、三七四〇番、三七四一番、三七四三番、三七

五四番、三七五五番、三七五七番、三七五八番、同番乙、

三七六五番一、三七六六番ハ、三七六七番イ甲及び乙、

三七六八番

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西多摩郡檜原村字本宿五六八〇番、字南郷五八五〇番、字三都郷七三三八番、七三三九番、字神戸八一二八番 (次の図に示す部分に限る。)、字倉掛九三三六番三</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>
<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西多摩郡檜原村字人里六八一四番イからハまで、字南郷六一七〇番二</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該</p>	<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市上恩方町七三七番、七三八番、七四一番、七四二番イ、同番二、小津町一一七五番、一一八二番から一一八八番まで</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>
<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市上恩方町一二四五番・一二五〇番・一二五一番・一二五三番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>

<p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西多摩郡奥多摩町水川字西澤六二〇番(次の図に示す部分に限る。)、境字中山八九五番</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 あきる野市留原字持林五八五番、五九五番・字小林五九六番・七二六番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、八王子市上恩方町一〇三六番、三一四一番口及びハ、三二〇二番</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定め 	<p>ない。</p> <p>あきる野市留原字持林五八五番、五九五番・字小林五九六番・七二六番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 その他の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部、あきる野市役所及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市小津町一一九八番、一一九九番、西多摩郡檜原村字南郷五九七五番口</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、八王子市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市南浅川町三六三番一(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度</p>
<p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西多摩郡奥多摩町水川字西澤六二〇番(次の図に示す部分に限る。)、境字中山八九五番</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、あきる野市役所及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市小津町一一九八番、一一九九番、西多摩郡檜原村字南郷五九七五番口</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、八王子市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市南浅川町三六三番一(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度</p>
<p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西多摩郡奥多摩町水川字西澤六二〇番(次の図に示す部分に限る。)、境字中山八九五番</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、あきる野市役所及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市小津町一一九八番、一一九九番、西多摩郡檜原村字南郷五九七五番口</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、八王子市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市南浅川町三六三番一(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(二) 立木の伐採の限度</p>

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市上恩方町六七九番口・六八一番・七一〇番一・七六三番・七六八番一・同市小津町一二〇五番から一二〇七番まで・一二一六番イ(以上九筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市梅郷一丁目一八九九番・一九四七番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市柚木町二丁目九七一番二・九七五番・西多摩郡奥多摩町留浦字のめり坂一七三〇番イ・一七三三番・大丹波字日向七八六番イ・七八七番・字名坂七八八番・七八九番・八四〇番・字八桑八四一番(以上十筆について、

次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部、青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千四百五十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の四に規定する放置違反金の収納の事務については、同法第五十一条の十六の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十七年九月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

委託した相手方 委託内容 委託期間

株式会社エヌ・ティ・イー・データ 放置違反金の収納 平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日まで
江東区豊洲三丁目 する事務
三番三号

国分グローサーズ チェーン株式会社 中央区日本橋一丁目一番一号	直営店舗及び加盟 店舗における放置 違反金の収納	同右
株式会社ココストア 愛知県名古屋市中 区栄一丁目七番三 十四号	同右	同右
株式会社サークル Kサンクス 愛知県稲沢市天池 五反田町一番地	同右	同右
株式会社スリーエ フ 神奈川県横浜市中 区日本大通十七番 地	同右	同右
株式会社セーブオ ン 群馬県前橋市亀里 町九百	同右	同右
株式会社セブンー イレブン・ジャパ ン 千代田区二番町八 番地八	同右	同右
株式会社ファミリ ーマート 豊島区東池袋三丁 目一番一号	同右	同右
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐 北区安佐町大字久 地六百六十五番地 の一	同右	同右
ミニストップ株式 会社	同右	同右

会社 千代田区神田錦町 一丁目一番地	同右	同右
山崎製パン株式会 社 千代田区岩本町三 丁目十番一号	同右	同右
株式会社ローソン 品川区大崎一丁目 十一番二号	同右	同右

規則(公)

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月28日

東京都公安委員会
委員長 仁田 隆 郎

●東京都公安委員会規則第11号

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則 (平成18年5月19日東京都公安委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(裏)中「の金融機関」の次に「又はコンビニエンスストア(以下「金融機関等」という。))」を加え、「同封の納付書に、表面」を「表面」に、「添えて」を「同封の納付書により」に、「金融機関の」を「金融機関等の」に、「領収証書」を「領収書」に改める。
別記様式第2号中

「納付書記載の金融機関」を

「納付書記載の金融機関又はコンビニエンスストア」に

改める。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号 (第8条関係)

(表) 第 年 月 日 号

督 促 状

殿

東京都公安委員会

印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限(年 月 日)を超過してしまいました納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により納付してください。

指定納付期限までに納付されないときは、道路交通法第51条の4第14項に基づき、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、納付された後、この督促状が届いたときは、行き違いですので、御了承ください。

記

年 度	件 名	放 置 違 反 金	延 滞 金
	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)	円	円
弁明通知書の番号	第 号	年 月 日 まで	
指定納付期限	納付書記載の金融機関又はコンビニエンスストア		
納 付 場 所	下記により、あなたが使用する車両が、放置車両と認められたこと。		
納付命令の理由	<input type="radio"/> 違反日時	年 月 日 午 時 分	付近道路
	<input type="radio"/> 違反場所	東京都	
	<input type="radio"/> 違反車両番号	道路交通法	違反

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し異議申立てをすることができ(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分の日の翌日から起算して6箇月以内であれば、当該異議申立てを提起することができなくなります)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

照 会 先

注 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納付書は使用せず、同封したものを使用してください。

なお、納付した場合に返付される領収印が押印された領収書は、放置違反金を納付したことを証する書面として、車検を受ける際に提示を求められる場合がありますので、それまで大切に保管してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

◎ 延滞金

(1) 計算方法

放置違反金納付命令書に係る納付期限の翌日から滞納処分による徴収日までの日数に応じて当該納付期限の翌日から本督促状に指定する納付期限までの期間は、当該放置違反金に年7.2パーセントの割合で、その後の期間は、年14.5パーセントの割合で計算します。

この場合において、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

(2) 端数金額の取扱い

延滞金を計算する場合において、計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(3) 納付を要しない場合

計算した延滞金が1,000円未満の場合は、延滞金を納める必要がありません。

◎ 放置違反金を納付したことを証する書面

この督促状に同封された納付書を使用して、指定納付期限内に金融機関又はコンビニエンスストアの窓口で放置違反金を納付した場合には、当該窓口で領収印が押印された領収書が返付されます。

この領収書は、当該放置違反金を納付したことを証する書面として、次回継続して車検を受ける際に提示を求められる場合がありますので、それまで大切に保管してください。

第三

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人健康と病いの語りデイペックス・ジャパン
- 三 代表者の氏名
別府 宏 園
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中央区銀座八丁目四番二十五号 小沢ビル四階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、健康と病いの体験についての語りを収集・分析・データベース化し、広く一般市民ならびに医療提供者の利用に供することにより、当事者の体験に根ざ

した知識や情報を社会資源化し、患者の自己決定を支援し、家族や友人、職場など周囲の人々の理解を深め、患者主体の医療の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たまりばあ

三 代表者の氏名
鈴木 陽一

四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市久保山町一丁目四番地十二

五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、グループホームはじめ地域生活支援に関する事業を行い、日野、八王子市内及び多摩地域に知的障害者のグループホームを設置し、地域住民の支援、協力のもと、社会福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東京コミュニティカレッジ

三 代表者の氏名
瀬尾 兼秀

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区西新宿四丁目三十二番四一六〇六号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く不特定多数の市民に対し、個人と集団と社会を結び、主として成人となった婦人の教養向上と技術の習得を図るため、現代人が抱える心の悩みに関する相談カウンセリングやセミナー等を行い、地域社会発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人著作権推進会議

三 代表者の氏名
本山 末夫

四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市片倉町千三百九十四番地八十八

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民並びにNPO法人を初めとする各種法人及び市民活動団体等を対象として法務・会計・経営・福祉・IT等の各分野における専門家による支援活動を通じて、知的資産の普及・啓発・相談並びに実務研修の実施によって資質の向上と専門性の育成に務めると共に、これらの活動によって、国民の大切な権利と財産を保護し、日本国における市民活動の定着に寄与し、もって社会に貢献し文化の発展と経済の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十一日
 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人トータルサポートたいとう
 三 代表者の氏名
 鶴岡 和代
 四 主たる事務所の所在地
 東京都台東区竜泉三丁目十九番七号
 五 定款に記載された目的
 本会は障がい者が、自立した生活を営んでいくために必要なトータル的な視点を持った事業を行う事により、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
 平成二十七年九月二十八日
 東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 ミラザ新宿
 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十六番十号
 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
 四 意見
 ア 聴取者 新宿区長
 イ 概要 意見なし
 ウ 収受日 平成二十七年九月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 六 縦覧期間 平成二十七年九月二十八日から同年十月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ピーコックストア自由が丘店
 二 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目十五番四号
 三 設置者名 イオンマーケット株式会社
 四 意見
 ア 聴取者 目黒区長
 イ 概要 意見なし
 ウ 収受日 平成二十七年九月九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 六 縦覧期間 平成二十七年九月二十八日から同年十月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画画道路事業の施行について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十七年九月二十八日
 東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の 別表のとおり

種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在地	事業認可の告示	所管事務所
二 種別及び名称	東京都	新宿区西新宿二丁目八番一号	別表のとおり		
三 種別及び名称			別表のとおり		
四 種別及び名称			別表のとおり		
都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在地	事業認可の告示	所管事務所		
日野都市計画道路事業三・四・三	日野市三沢二丁目、三沢三丁目及び三沢一丁目並びに高幡地内	平成二十七年八月二十日閣	南多摩西部建設事務所		
東京都市計画道路事業補助線街路第百四十四号線	江東区東砂五丁目及び東砂六丁目地内	平成二十七年八月二十日閣	第五建設事務所		
東京都市計画道路事業補助線街路第百三十三号線	練馬区大泉学園町四丁目、大泉町三丁目及び大泉学園町八丁目地内	平成二十七年八月二十日閣	第四建設事務所		
		平成二十七年八月二十日閣	東地方整備局告示		
		平成二十七年八月二十日閣	東地方整備局告示		
		平成二十七年八月二十日閣	東地方整備局告示		

発行 東京都 東京都 都 本号 三〇円
 東京都市計画事業の別表のとおり
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

